

# 名古屋第一赤十字病院における研究活動に係る不正防止計画

令和 2年 4月 1日作成

## 1. 計画策定の趣旨

研究活動の適正な執行を図るために、名古屋第一赤十字病院における研究活動および公的研究費等の取扱規程第11条に基づき、不正防止のための管理運営体制の整備や適正な執行のための相談窓口の設置、監査体制の強化などを内容とする不正防止計画を策定するとともに、その計画に基づき不正防止のための各種対策を適切に講じていくものとする。

## 2. 不正防止のための管理運営体制の整備

### (1) 責任体制

- ①最高管理責任者を院長とし、病院全体を統括し、適正な研究活動および公的研究費等の運営・管理について、最終責任を負うものとする。
- ②統括管理責任者を院長が指名する副院長とし、適正な研究活動および公的研究費等の運営・管理について病院全体を統括する実質的な責任と権限を負うものとする。
- ③研究倫理教育責任者を兼ねるコンプライアンス推進責任者は臨床研究・治験支援センター長とし、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育や公的研究費等の不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、必要な指導を行うものとする。

### (2) 不正告発等の窓口の設置

当院における研究不正や公的研究費等の不正使用に関する通報、告発等（以下、「告発等」という。）に対応するため、管理局業務部総務課に告発窓口を置くとともに、病院のホームページ等を通じて病院内外に周知するものとする。

### (3) モニタリング及び監査体制の整備

当院における研究不正や公的研究費等の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

### (4) 事務処理や執行に関するルール等の整備

- ①研究活動に関しては、臨床研究・治験支援センターを執行等の相談窓口とする。
- ②公的研究費等の経理執行に関しては、日本赤十字社会計規則及び同施行細則等に準じて取り扱うものとし、管理局経理部会計課を執行等の相談窓口とする。

## 3. 不正防止のための具体的対策

### (1) 関係者の意識向上

- ①職員等に自らのどのような行為が不正にあたるのかをしっかりと意識させるため研究

倫理研修やコンプライアンス研修（当院の不正対策に関する方針及びルール等）を定期的に実施し、実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

②コンプライアンスの理解、意識の浸透のため職員等に誓約書（様式1）の提出を求める。

③職員と業者との癒着を防止するため、取引実績や機関におけるリスク要因・実効性を考慮した上で取引業者に対し誓約書（様式2）の提出を求める。

## (2) 物品確認の明確化

物品の発注は、事務部門（管理局経理部管財課）が行う。検収についても、事務部門が数量・品名確認を行い、各部署にて品質等の確認を行う二重体制とする。

## (3) 旅費の事実確認

- ・飛行機については、旅行者が旅行後に、航空券購入にかかる領収書（購入した航空券に航空運賃が明記されている場合はその写しでも可。）および搭乗券の半券を提出すること。

- ・旅行者がパック商品を利用して旅行を行う場合は、旅行者が旅行後に、パック商品購入にかかる領収書および搭乗券の半券を提出すること。

- ・出張後は復命書を提出させ、用務先で行った研究等の内容を証拠書類として確認する。

- ・研究打ち合わせ等の用務である場合は、会議出席依頼状などの書類をもって確認する。

もしくは書類がない場合には、復命書に打ち合わせにあたった相手方の所属・氏名を記述させ確認する。

## (4) 謝金・賃金の事実確認

必ず従事者本人が、出退勤時に出勤簿の押印をすることとし、事務内容については従事者本人から直接、事実を確認する。勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

## (5) 内部監査体制の強化

最高管理責任者は、研究費の適正な執行を確保するため、名古屋第一赤十字病院における研究活動および公的研究費等の取扱規程第28条に規定する者を内部監査担当者として任命し、年1回以上、内部監査を実施させるものとする。内部監査の結果については、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び不正防止推進室にその監査結果を報告するものとする。

## (6) 公的資金の使用に係る遵守事項の周知徹底

最高管理責任者は、公的研究費等の執行に係る事務処理方法等について、職員への周知を図るものとする。

## (7) 不正に係る情報の適切な伝達

不正に係る情報が相談窓口にあった場合は、受付担当者は直ちにその情報を統括管理責任者及び、最高管理責任者まで報告するものとする。最高管理責任者は、報告を受けた場合であって、必要であると認めるときは調査委員会を招集し、調査を行うものとする。また、告発等を行ったものについては、日本赤十字社における公益通報の処理等に関する規程（以下「公益通報規程」という）を準用する。この場合において、これらの規程中「公

益通報」とあるのは「告発等」と読み替える。

(8) 不正な取引に関与した業者への処分方針

公的研究費等の不正使用に関与したことが確認された取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。取引停止とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。取引停止の期間については、日本赤十字社指名停止等の措置基準を準用して決定することとする。

4. 研究費の不正防止計画の公表

病院のホームページにこの不正防止計画を掲載するものとする。